平成２７年（フ）第７０４号
埼玉県蕨市北町３丁目７番27号　サンハイツわらび301号、旧住所埼玉県戸田市下前１丁目６番１―301号
債務者　大江　美樹
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２３号
さいたま市浦和区木崎２丁目22番18号　シティーシャトレーⅡ102号
債務者　中島明彦こと　中島　亜紀
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
埼玉県越谷市赤山町５丁目８番６号　片岡コーポ102号、旧住所福島県喜多方市塩川町字東栄町３丁目２番地７　フジパレスマンション408
債務者　堀畑新一朗
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
埼玉県吉川市吉川２丁目33番地９　グレイスハイツ第１―105号、旧住所埼玉県吉川市高富１丁目27番地９
債務者　大山　憲治
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
埼玉県入間市大字小谷田433番地４　サンリバーＫ102、前住所埼玉県所沢市東所沢３丁目１番地の６　ＮＰＯ　ＳＳＳ所沢寮
債務者　佐生　勝敏
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３９号
岡山県倉敷市中庄138番地３（平松コーポ203号）
債務者　井上　光子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
岡山県倉敷市中庄138番地３（平松コーポ203号）
債務者　井上　眞一
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３１３８号
大阪府吹田市原町１丁目25番10号、前住所神奈川県横浜市鶴見区矢向２丁目13番35号（山本矢向ハイツ301）
債務者　若目田　聡
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７１号
大阪市浪速区桜川１丁目１番25―502号
債務者　早野　敏子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２９３号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目20番12号（101号）
債務者　小城　正章
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３２０号
大阪市都島区中野町５丁目14番２―307号
債務者　花田真里奈
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２１５号
東京都豊島区南大塚２丁目２―２―302
債務者　佐藤麻由美
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２４１号
東京都八王子市下柚木274―102
債務者　鎌田　光浩
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２４９号
東京都板橋区清水町66―３―201
債務者　椎名　実恵
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２５０号
千葉県白井市堀込１丁目２―４―403
債務者　岸　みどり
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部